

議案第 2 4 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市税条例等の一部を改正する条例

〔平成31年3月29日
条例第7号〕

(北本市税条例の一部改正)

第1条 北本市税条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成22年度から平成43年度まで」を「平成22年度から平成45年度まで」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第3

2 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 4 項」に改め、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 5 項」に改め、同条第 2 6 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 4 7 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 1 2 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 1 9 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を「附則第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を「附則第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 1 2 条第 2 1 項」を「附則第 1 2 条第 2 3 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 2 項」を「附則第 1 2 条第 2 4 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 1 9 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 1 5 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 1 2 条第 1 6 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 1 3 条の 2 第 3 項の表以外の部分中「附則第 1 4 条の 2 第 2

項第2号から第4号まで」を「附則第14条の2第2項第2号から第5号まで」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「附則第14条の2第2項第2号から第4号まで」を「附則第14条の2第2項第2号から第5号まで」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「前条第2項から第7項まで」を「前条第2項から第4項まで」に改める。

附則第23条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に改める。

(北本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北本市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、北本市税条例附則第15条の2の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を「最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の北本市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。